　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０１９年４月　　日　　　　　　　　　　　　　学校

校長　　　　　　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長崎県高等学校教職員組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　分会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　分会長　　　　　　　　 印

年度初めの全県一斉申し入れ書

　貴職が本校教育の充実のために尽力されていることに敬意を表します。

　さて、豊かな教育を実践するためには、教職員一人ひとりの自主性・創造性を生かしながら、教職員集団としてのチームワークを高めることが不可欠です。そのためには、管理職のリーダーシップと民主的な学校運営が重要です。また、校長協会も｢働き方改革｣についての提言をまとめたように、教職員の長時間労働是正が、学校現場での大きな課題となっています。

　以上の点から、年度当初にあたり、豊かな教育を実践できる条件を整備するために、下記の事項について、誠意をもってその実現に努力していただきますよう申し入れます。

記

一．学校運営について

１．憲法及び「子どもの権利条約」に基づき、識見ある教育者として学校運営をおこなうこと。

　また、独断的な学校運営にならないようにし、教職員の自主性や創造性を尊重すること。特に職員会議などの諸会議は、十分な討議を保障し全教職員の合意形成をはかること。

２．学校の教育目標の設定については、教職員の自主性・主体性を大切にし、教職員の合意に基づいて行うこと。また、安易な数値化によって競争をあおることにならないよう配慮すること。

３．目標管理制度については、管理シートの記入に際して、本人の自主性･主体性を尊重し、数値目標の設定などを強要しないこと。

４．施設・設備・備品等について、全教職員の要求を大切にし、十分な活動が展開できるよう配慮　すること。また、旅費の配分については、偏りが生じないよう民主的な執行に努めること。

二．勤務条件について

１．勤務時間の割振り変更や学校行事などによる週休日の振替の場合は、交渉事項であることに留意して、事前に分会(分会長)と協議し、一方的な決定をしないこと。

２．休暇を取りやすい職場環境づくりを重視し、管理職が、年休の理由を聞いたり、病休の取得に不当な干渉をするなど、休暇取得の抑制になるような言動がないようにすること。

３．管理職として、職員の安全配慮義務を認識し、超勤縮減のために、以下の措置をおこなうこと。

　①休憩時間内や勤務時間外の会議等の設定を黙認しないこと。

　②年休取得や週休日の振替をしやすい職場環境を整備するため、会議や研修などを行わない「休める日」を設定すること。

　③夏の｢学校閉庁期間｣については、その趣旨がいかされるようにきちんと実施すること。また、学校独自に｢学校閉庁日｣を設けるなどして、週休日や長期休業中に、教職員が学校に出てこなくてよい日を増やすこと。

　④退校時間の設定については、設定した退校時間までに業務が終わるようにするために、どのように業務を削減するのかについて、職員会議等で協議して決定すること。

⑤安全衛生委員会で、出退勤時刻調査で明らかになった超勤の状況やストレスチェックの集団分析の結果を明らかにし、職場環境の改善のための具体的な措置を協議すること。

４．非常勤講師の勤務については、サービス労働(ただ働き)をさせないよう、授業以外の必要な業務についても報酬の対象として扱うとともに、サービス労働をさせることがないよう、関係する教職員にも十分な指導を行うこと。